

○那覇市情報公開条例

平成26年3月27日

条例第26号

那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 公文書の公開(第5条―第18条)

第3章 審査請求の諮問等(第19条―第21条)

第4章 情報公開の総合的な推進(第22条―第24条)

第5章 雑則(第25条―第28条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政について市民に説明する責務を全うするようにして、市政への市民参加を一層推進し、及び市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書 実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び実施機関以外のものが無償頒布することを目的として発行するもの

イ 市の図書館、博物館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

(公開を請求するものの責務)

第4条 公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、公文書の公開を求める権利を適正に行使するとともに、その権利の行使によって得た公文書を適正に使用しなければならない。

2 公文書の公開を請求するものは、この条例に基づく公文書の公開を求める権利を濫用してはならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の所管する事務に係る公文書の公開を請求することができる。

2 前項の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対し、公開請求に必要な情報の提供及び助言を求めることができる。

(公開請求の手続)

第6条 公開請求は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

(1) 公開請求をしようとするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公文書の名称、内容、範囲その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関の定める事項

2 公開請求をしようとするものは、実施機関が公文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をしなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)により、明らかに守秘義務が課されている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)

により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が次に掲げる者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

(ア) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項の国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項の行政執行法人の役員及び職員を除く。)

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項の独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員

(ウ) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条の地方公務員

(エ) 地方独立行政法人の役員及び職員

エ ウに掲げる者のほか、当該個人が次に掲げる機関の会議において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見の表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見の表明又は説明の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見の表明又は説明の内容に係る部分)

(ア) 行政委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項の委員会及び委員並びに同条第3項の委員会をいう。以下同じ。)

(イ) 附属機関(地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定により設置する附属機関をいう。以下同じ。)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

(4) 行政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下この号及び第15条において「国等」という。)の機関との間における審議、

検討、調査等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

イ 公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

エ 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなもの

2 実施機関は、公開請求に係る公文書が前項に該当する公文書であっても、期間の経過によって当該公文書を非公開とする理由がなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合(当該非公開情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である場合を除く。)は、公開請求者に対し、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、当該実施機関が保有する公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を公開するときは、あらかじめ那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。

(権利の濫用)

第11条 実施機関は、この条例本来の目的を逸脱し、社会通念上適正な権利行使と認めることができない公開請求があったときは、権利の濫用として、当該公開請求を拒否することができる。

2 前項の規定は、公開請求者の言動、公開請求の内容、方法等から、次の各号のいずれかに該当することが明らかに認められるときにおいてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

(1) 当該公開請求の目的が公文書の公開以外にあること。

(2) 公開請求者が当該公文書の公開を受ける意思のないこと。

3 実施機関は、第1項の規定により公開請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。

(公開請求に対する措置)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに当該決定の内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書を閲覧、視聴又は聴取により公開するときは当該公文書を公開する日時及び場所を、当該公文書の写し(電磁的記録を用紙に出力したもの又は電磁的記録媒体に複写したものを含む。以下同じ。)の交付により公開するときは交付の期間及び場所(当該交付を郵送により行う場合は、第17条第1項本文の費用及び同条第2項の手数料を納付する期限)を併せて通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第10条第1項及び前条第1項の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、速やかに当該決定の内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知(公開請求に係る公文書の全部を公開するときを除く。)には、公開しないこととする根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由をできる限り具体的に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項後段の日時及び場所を、公開請求者の意見を聴いた上で決定するものとする。ただし、公開請求者と連絡が取れない等の理由により意見を聴くことができないときは、この限りでない。

5 第2項の場合において、実施機関は、非公開と決定した公文書が期間の経過により第7条第1項各号に規定する情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(公開決定等の期限)

第13条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日

数を限度として期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(1) 第9条第2項の規定により審議会の意見を聴く場合 審議会の審議に要する期間を考慮した日数

(2) 第15条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与える場合 意見書提出に要する期間を考慮した日数

(3) 前2号以外の場合 30日

- 3 公開請求者は、第1項に規定する期間内に公開決定等がされない場合であって前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に公開決定等がされない場合には、次条第1項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関が公開請求に係る公文書について前条第2項の決定をしたものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第14条 同一の実施機関に対する公開請求の件数が同時期に大量にある、又は公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前条第2項に規定する延長後の期間内にその全てについて公開決定等を行うことにより実施機関の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該延長後の期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

- 2 公開請求者は、前項第2号の期限内に公開決定等がされない場合には、実施機関が同項の残りの公文書について第12条第2項の決定をしたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 公開請求に係る公文書に市、国等及び公開請求者以外のもの(以下この条、第20条第3項第3号及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定(第12条第1項の決定をいう。以下同じ。)に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1項第2号イ又は同項第3号ア若しくはイの情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条第1項の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法等)

第16条 実施機関は、公開決定をしたとき(前条第3項の規定による場合を除く。)は、公開請求者に対し、速やかに当該決定に係る公文書の公開を実施しなければならない。

- 2 公文書の公開の方法は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書について汚損又は破損のおそれがあると認めるときその他やむを得ない理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧、視聴若しくは聴取に供し、又はその写しを交付することができる。
- 4 実施機関は、第12条第1項の規定による通知をした場合において、同項の規定により指定した日時又は期間内に公開請求者が公文書の公開の実施に応じなかったときは、改めて日時又は期間を指定し、公文書の公開の実施に応ずるよう、第12条第1項の規定により指定した日時又は期間を経過したときから7日以上期間をおいて文書により催告するものとする。
- 5 実施機関は、前項の規定による催告をした場合において、改めて指定した日時又は期間内に、公開請求者が正当な理由なく、なお公文書の公開の実施に応じなかったときは、当該日時又は期間を経過したときにおいて、当該公文書の公開を実施したものとみなす。この場合においては、次条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 6 第4項の規定は、公開請求者が郵送による公文書の写しの交付を希望している場合で、次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付が第12条第1項の規定による通知において指定された期限までになかったときについて準用する。この場合において、第4項中「日時又は期間内に公開請求者が公文書の公開の実施に応じなかった」とあるのは「期限までに次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付がなかった」と、「日時又は期間を指定し、公文書の公開の実施に応ずる」とあるのは「期限を指定し、当該費用又は手数料を納付する」と、「第12条第1項の規定により指定した日時又は期間」とあるのは「第12条第1項の規定により指定した期限」と読み替えるものとする。
- 7 第5項の規定は、公開請求者が郵送による公文書の写しの交付を希望している場合で、次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付が、前項の規定により読み替えられた第4項の規定による催告において改めて指定した期限までになかったときについて準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前項」と、「指定した日時又は期間内に、公開請求者が正当な理由なく、なお公文書の公開の実施に応じなかった」とあるのは「指定した期限までに、なお次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付がなかった」と、「当該日時又は期間」とあるのは

「当該期限」と読み替えるものとする。

(費用及び手数料)

第17条 公文書の写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。ただし、次項第1号に規定する手数料を納付することとなる公文書の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成に要する費用の納付を要しない。

2 公文書の写しの交付に係る手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げるもの 別表に定める額

ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社若しくは当該会社の事業のために公開請求をする当該会社の役員若しくは従業員又はこれらの代理人

イ 会社法第2条第2号に規定する外国会社若しくは当該外国会社の事業のために公開請求をする当該外国会社の役員若しくは従業員又はこれらの代理人

ウ 営利を目的とする事業のために公開請求をする当該事業を営む団体若しくは当該団体の役員若しくは従業員又はこれらの代理人(ア及びイに掲げる者を除く。)

エ 営利を目的とする事業のために公開請求をする当該事業を営む個人若しくはその従業員又はこれらの代理人

(2) 前号以外のもの 無料

3 前項の手数料は、公文書の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

4 公文書の閲覧、視聴又は聴取に係る手数料は、無料とする。

(他の制度等との調整)

第18条 実施機関は、他の法令等その他の定めにより、何人にも公開請求に係る公文書が第16条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等その他の定めにおいて、一定の場合には公開しない旨の規定があるときは、この限りでない。

2 他の法令等その他の定めにおける公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 図書館、公民館その他これらに類する市の施設において一般の利用に供する目的をもって収集、整理又は保存している公文書の閲覧、視聴若しくは聴取又は写しの交付については、この条例中公開請求に係る部分の規定は、適用しない。

第3章 審査請求の諮問等

(救済手続)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるものは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求を行うことができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第20条 前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問(議会からの意見聴取を含む。以下同じ。)をし、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項の参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(審査請求人又は参加人であるものを除く。)

(3) 審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(審査請求人又は参加人であるものを除く。)

4 諮問実施機関は、当該諮問に係る審査請求があった日から当該諮問をした日までの期間(行政不服審査法第23条の補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。)が30日を超えた場合には、前項の規定による通知に、諮問までの期間及び諮問までの期間が30日を超えた理由を記載しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第22条 実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する分かりやすい情報を市民が容易に得られるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に定める施策を効果的に推進するため、情報の収集、整備及び提供機能を充実、強化するとともに、実施機関相互間の協力及び連携に努めるものとする。

(情報提供)

第23条 実施機関は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを記録した文書、図画又は電磁的記録を必要に応じ提供するものとする。ただし、当該情報の提供について法令等で別段の定めがある場合又は当該情報が非公開情報に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の長期計画その他の市の重要な基本計画(中間段階の案で実施機関が定めるものを含む。)
- (2) 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第13条第1項及び第14条の規定により議会へ提出した資料等
- (3) 当該実施機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
- (4) 当該実施機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- (5) 附属機関その他市政運営上の意見聴取等を行うため実施機関が設置した会議(実施機関の職員のみで構成されるものを除く。)又は行政委員会の会議資料、会議録、答申書、提言書等
- (6) その他市政に関する情報で公表するものと市長が定めるもの

2 実施機関は、同一の公文書について2以上のものから公開請求があり、その全ての公開請求に対して当該公文書の全部を公開する旨の決定をした場合であって、当該公文書について更に他のものから公開請求があると見込まれるときは、当該公文書を適時に、かつ、市民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

(出資等法人等の情報公開)

第24条 市が出資等している法人であって規則で定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その経営状況に関する情報その他保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、自ら当該施設の管理に関する業務の情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 実施機関は、出資等法人又は指定管理者に対し、前2項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるとともに、これらに対して有する調査権の範囲内において、情報の収集に努めるものとする。

4 実施機関は、指定管理者との当該施設の管理に関する協定において、情報の公開に関し指定管理者が講ずべき措置を明らかにするよう努めるものとする。

第5章 雑則

(公文書目録の作成)

第25条 実施機関は、公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第26条 実施機関は、毎年1回この条例の運用状況について公表しなければならない。

(適正な解釈及び運用の確保)

第27条 市長は、実施機関におけるこの条例の適正な解釈及び運用を確保するため研修等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 昭和63年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 昭和63年4月1日前に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの

3 新条例第2章の規定は、施行日以後に受理する公文書の公開の請求について適用し、施行日前に受理した公文書の公開の請求については、なお従前の例による。

4 新条例第3章の規定は、施行日以後にされた諮問について適用し、施行日前にされた諮問(改正前の那覇市情報公開条例第11条第2項の諮問をいう。)については、なお従前の例による。

5 新条例第30条第4項の協定のうち施行日前に締結されたものについては、同項の規定は、適用しない。

付 則(平成27年3月30日条例第30号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年12月25日条例第65号)

この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

付 則(平成29年9月29日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年3月23日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

付 則(令和5年7月14日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第17条関係)

公文書の写しの交付に係る手数料

公文書の種類	区分			金額
文書及び図画	複写機により複写し	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	30円

	た場合		カラー (A3判)	100円
			カラー (A3判未満)	70円
	スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録をCD—R等の光ディスクに複 写した場合		光ディスク1枚につき	300円
	マイクロフィルムをA3判以下の用紙 に印刷した場合		用紙1面につき	30円
電磁的記録	用紙に出力した場合	用紙1面につき	白黒 (A3判まで)	30円
			カラー (A3判)	100円
			カラー (A3判未満)	70円
	CD—R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	300円

備考 この表において「A3判」とは、日本工業規格A列3番をいう。